

清須市次世代校務DX環境整備に向けた基本計画策定業務の委託に係る
一般公募型プロポーザル仕様書

1. 背景

文部科学省が推進する「次世代校務DX」を実現することにより、学校において、さらなる働き方改革、教育の高度化、校務支援システム等のレジリエンスの向上が見込まれており、「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～（令和5年3月、GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議）」にて次世代校務DXについて以下のように示されている。

- (1) ネットワーク統合
- (2) 校務支援システムと周辺システムのクラウド化
- (3) 教職員用端末の1台化、ロケーションフリーによる校務処理
- (4) ゼロトラストによるセキュリティ対策
- (5) ダッシュボード整備・データ連携

また、公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱において「教育DXに関わるKPIの方向性」に示しているKPIとして、校務DXにおいてその目標が定義されており、本市として「校務DX計画」を令和7年3月にホームページに公表をしたところである。現行の校務支援システムから次世代の校務DXの実現を行うため、現行の校務処理の実態を把握し、課題解消を図るため、本市に最適な構成を導き、計画的に整備をしていく必要がある。

2. 目的

清須市における次世代校務DXの実現に向けて現状を把握し、実現可能で最適な基本計画を策定する。

※校務DXに向けたネットワーク及び機器更新は、令和9年9月を予定している。

3. 業務概要

以下の項目について、具体的に提案すること。ただし、次世代校務D

Xを実現するための要素の1つである、ダッシュボード整備・データ連携は対象外とする。

(1) 現状分析

ア 本市における校務システムの現状を整理すること。校務支援システムだけではなく、ネットワーク環境やI C T整備環境のみならず、システムを利活用する観点で複数の視点をもって整理を行うこと。

イ 実際の学校現場の実情を把握するため、必要に応じて学校に対してヒアリングを行うこと。

(2) 課題整理

ア (1)現状分析にて分析した結果を集約し、整理したうえで、校務D Xを実現するために必要な課題を整理すること。また、その課題を解決するための具体的な手法を提案すること。

イ ア.にて導出した課題及び具体的な手法のうち、本市にとって実現が可能な内容の候補を選定すること。

ウ その課題を解決の実現による業務改善効果を定性的に評価するための枠組みの検討をおこなうこと。

(3) 基本計画の策定

ア 課題を実現するためにスケジュールを策定すること。その際、実現の難易度や市が希望する優先順位などを考慮し、一覧化し令和8年度以降の実現案とした基本計画を作成すること。

イ 実現の難易度を確認するため、必要に応じメーカーやベンダーへ確認を行い、技術や価格における難易度などの裏付けを行うこと。

(4) 調達支援

ア 予算要求の為に必要となる対応を行うこと。必要に応じてR F Iの実施などを行うことは妨げない。

イ 令和8年度における企画提案書の仕様書を作成すること。

(5) その他

必要に応じて本市との会議の他各学校とも会話を行うこと

4. スケジュール

以下の想定スケジュールを参考に、スケジュールを提案すること

- (1) プロジェクト計画書：契約締結後 10 日以内
- (2) 現状分析：契約日から令和 7 年 6 月
- (3) 課題整理：令和 7 年 7 月
- (4) 基本計画の作成：令和 8 年 3 月（完成版）
- (5) 調達支援：令和 7 年 8 月、12 月、令和 8 年 3 月などの各予算計上のタイミング
- (6) 会議の出席：必要に応じて随時（年 4 回程度開催される清須市教育 ICT 推進委員会を想定）
- (7) その他：教育長や校長会向けの説明など必要なイベントを明記すること

5. 受託者に必要な要件

- (1) 本業務を受託した場合、本市の校務 D X に関連したすべての案件を受託すること及びその受託者から再委託を受けることはできないものとする。ここでいう事業者の範囲は、グループ会社、関係会社、出資先のほか、受託者との契約関係を有する一切の事業者を含むものとする。
- (2) 本業務を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q27001 ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q27001 のいずれかに関する情報セキュリティ規格を参加資格確認申請書提出時点で取得していること。
- (3) 教育現場におけるシステムや端末調達業務に精通しており、適切な技術支援が実施できること。
- (4) 受託者は G I G A スクール構想第 2 期を見据えた学習用端末共同調達支援業務を受託するなど、専門的な知識や自治体との調整経験を有する者であることが望ましい。
- (5) 本業務を対処できる体制を愛知県内に構築できること。難しい場合は少なくとも市の緊急の要望に対し、おおむね 2 時間以内に駆け付けられるような体制を構築すること。その際天災や、公共交通機関による遅延などは考慮するものとする。
- (6) 受託者は、本業務に主として従事する業務責任者（主として支援する者）について、以下のような要件を満たす者を選任することが望ましい。

- ア 都道府県や市町村等が発注する学校の I C T 環境整備におけるプロジェクトに実務責任者として従事した経験を有すること。
- イ G I G A スクール構想第 1 期において、端末の共同調達や単独調達業務に従事した経験を有すること。
- ウ 学習用端末調達に関する計画及び調達仕様書作成の知見及び経験を有すること。
- エ 教育情報セキュリティポリシーなど官公庁におけるセキュリティの知見及び経験を有すること。

6. 成果物

成果物は以下のとおりとし、電子データ（CD-R 又は DVD-R 等）で提出すること。なお、原本のファイルフォーマットは、MicrosoftOffice（Word、Excel、PowerPoint）で読み込みできるように作成し、PDF ファイルは AdobeReader で読み込み可能なデータ形式とすること。

	成果物名	提出期限
1	プロジェクト計画書	委託開始日から 10 日以内
2	調査分析書	委託期間中随時
3	課題結果一覧表	
4	基本計画（案）及び完成版	
6	打ち合わせ等議事録	
7	そのほか市が成果物として必要と示した物	

7. 納入場所

愛知県清須市須ヶ口 1 2 3 8 番地 清須市役所学校教育課

8. その他

(1) 再委託

本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、市に報告し、及び承認を受けること。

(2) 機密保持

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

イ 受託者は、委託者から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 法令順守

ア 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 権利の帰属

各種成果物の所有権・使用权・著作権は市に帰属するものとし、市は、各種会議等で資料を自由に利用可能とする。

(5) 諸経費

委託契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切の概算を考慮した上で決定したものであることから、それらの費用を別途請求することはできないものとする。

(6) その他定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。